

# 總務政策常任委員會資料

令和7年9月18日～19日

總務部

## I 予算議案

○議案第 1 号	
・令和 7 年度一般会計補正予算（第 2 号）の概要	3
・歳出予算説明資料	6

## II 特別議案

○議案第 4 号 宮崎県税条例の一部を改正する条例	10
---------------------------	----

## III その他報告事項

○令和 6 年度内部統制評価報告書について	11
○宮崎県森林環境税条例の施行状況及び今後の方針等について	18
○津波浸水想定の更新について	20

【議案第1号】  
令和7年度一般会計補正予算（第2号）の概要

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもの。

1 一般会計歳入一覧

(単位：千円、%)

款 別	補正前の額	今回補正額	補 正 後	構成比
自 主 財 源	285,122,276	8,761,492	293,883,768	43.1
県 税	112,310,000	0	112,310,000	16.5
地 方 消 費 税 清 算 金	55,271,787	0	55,271,787	8.1
分 担 金 及 び 負 担 金	1,897,983	0	1,897,983	0.3
使 用 料 及 び 手 数 料	9,394,456	0	9,394,456	1.4
財 産 収 入	1,484,957	0	1,484,957	0.2
寄 附 金	347,605	0	347,605	0.1
繰 入 金	55,643,649	0	55,643,649	8.2
繰 越 金	0	8,760,792	8,760,792	1.3
諸 収 入	48,771,839	700	48,772,539	7.1
依 存 財 源	387,446,115	822,992	388,269,107	56.9
地 方 譲 与 税	22,901,000	0	22,901,000	3.4
地 方 特 例 交 付 金	549,000	0	549,000	0.1
地 方 交 付 税	193,772,000	0	193,772,000	28.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	290,000	0	290,000	0.0
国 庫 支 出 金	106,973,315	822,992	107,796,307	15.8
県 債	62,960,800	0	62,960,800	9.2
歳 入 合 計	672,568,391	9,584,484	682,152,875	100.0

(注) 構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

【議案第1号】  
令和7年度一般会計補正予算（第2号）の概要

2 一般会計歳出一覧

（単位：千円、%）

款	別	補正前の額	今回補正額	補正後	構成比
議 会 費		1,184,649	0	1,184,649	0.2
総 務 費		48,471,915	8,730,463	57,202,378	8.4
民 生 費		106,184,257	16,379	106,200,636	15.6
衛 生 費		29,524,316	155,952	29,680,268	4.4
労 働 費		1,749,159	0	1,749,159	0.3
農 林 水 産 業 費		55,534,527	495,804	56,030,331	8.2
商 工 費		46,105,045	125,984	46,231,029	6.8
土 木 費		77,079,295	0	77,079,295	11.3
警 察 費		30,129,400	0	30,129,400	4.4
教 育 費		129,611,396	59,902	129,671,298	19.0
災 害 復 旧 費		18,692,648	0	18,692,648	2.7
公 債 費		73,817,851	0	73,817,851	10.8
諸 支 出 金		54,383,933	0	54,383,933	8.0
予 備 費		100,000	0	100,000	0.0
一 般 会 計 合 計		672,568,391	9,584,484	682,152,875	100.0

（注）構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

【議案第1号】  
令和7年度一般会計補正予算（第2号）の概要

3 歳入科目別概要

(単位：千円)

科 目	補正前の額	今回補正額	補正後	説 明
繰 越 金	0	8,760,792	8,760,792	○繰越金 8,760,792 ○繰越金 8,760,792
諸 収 入	48,771,839	700	48,772,539	○受託事業収入 700 ○教育受託事業収入 700 ・生成A・パイロット校事業受託料
国 庫 支 出 金	106,973,315	822,992	107,796,307	○国庫補助金 822,992 ○総務費国庫補助金 336,377 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 ○民生費国庫補助金 283 ・障がい児福祉費 ○衛生費国庫補助金 158,328 ・地域医療推進費等 ○農林水産業費国庫補助金 328,004 ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金等
歳 入 合 計	672,568,391	9,584,484	682,152,875	

## 令和7年度9月補正歳出予算説明資料（部別総括表） 総務部

(単位：千円)

区分	令和7年度						令和6年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
総務部	236,465,176	8,696,543	0	0	8,696,543	245,161,719	228,036,709	259,718,177
一般会計	156,884,359	8,696,543	0	0	8,696,543	165,580,902	153,647,675	186,337,652
総務課	401,683	0	0	0	0	401,683	434,677	421,500
人事課	5,020,775	0	0	0	0	5,020,775	5,967,047	6,401,861
財政課	78,118,824	8,696,543	0	0	8,696,543	86,815,367	80,021,445	109,153,482
財産総合管理課	4,194,544	0	0	0	0	4,194,544	3,819,871	3,826,261
営繕課	324,971	0	0	0	0	324,971	329,925	320,404
税務課	59,854,121	0	0	0	0	59,854,121	58,224,647	60,726,775
市町村課	2,178,324	0	0	0	0	2,178,324	1,449,785	2,063,186
総務事務センター	836,253	0	0	0	0	836,253	733,417	715,455
危機管理課	1,595,239	0	0	0	0	1,595,239	1,683,100	1,774,214
消防保安課	4,359,625	0	0	0	0	4,359,625	983,761	934,514
特別会計	79,580,817	0	0	0	0	79,580,817	74,389,034	73,380,525
財政課	79,580,817	0	0	0	0	79,580,817	74,389,034	73,380,525

## 令和7年度9月補正歳出予算説明資料（目別総括表） 財政課

(単位：千円)

区分	令和7年度						令和6年度	
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			国庫支出金	その他特定	一般財源			
財政課 計	157,699,641	8,696,543	0	0	8,696,543	166,396,184	154,410,479	182,534,007
一般会計	78,118,824	8,696,543	0	0	8,696,543	86,815,367	80,021,445	109,153,482
(款) 総務費	4,200,973	8,696,543	0	0	8,696,543	12,897,516	2,165,753	32,344,472
(項) 総務管理費	4,200,973	8,696,543	0	0	8,696,543	12,897,516	2,165,753	32,344,472
(目) 一般管理費	1,964,168	0	0	0	0	1,964,168	1,948,546	2,340,646
(目) 財政管理費	6,926	0	0	0	0	6,926	6,494	6,494
(目) 財産管理費	2,229,879	8,696,543	0	0	8,696,543	10,926,422	210,713	29,997,332
(款) 衛生費	0	0	0	0	0	0	5,000,000	5,000,000
(項) 医薬費	0	0	0	0	0	0	5,000,000	5,000,000
(目) 病院費	0	0	0	0	0	0	5,000,000	5,000,000
(款) 公債費	73,817,851	0	0	0	0	73,817,851	72,755,692	71,709,010
(項) 公債費	73,817,851	0	0	0	0	73,817,851	72,755,692	71,709,010
(目) 元金	69,738,449	0	0	0	0	69,738,449	69,140,708	68,747,552
(目) 利子	3,988,562	0	0	0	0	3,988,562	3,533,568	2,919,105
(目) 公債諸費	90,840	0	0	0	0	90,840	81,416	42,353
(款) 予備費	100,000	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000
(項) 予備費	100,000	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000
(目) 予備費	100,000	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000
特別会計	79,580,817	0	0	0	0	79,580,817	74,389,034	73,380,525
公債管理特別会計	79,580,817	0	0	0	0	79,580,817	74,389,034	73,380,525
(款) 総務費	5,466,300	0	0	0	0	5,466,300	4,559,900	4,559,900
(項) 総務管理費	5,466,300	0	0	0	0	5,466,300	4,559,900	4,559,900
(目) 積立金	5,466,300	0	0	0	0	5,466,300	4,559,900	4,559,900

## 令和 7 年度 9 月補正歳出予算説明資料（目別総括表） 財政課

(単位：千円)

区分	令和 7 年度						令和 6 年度		
	補正前の額	補正額	財源内訳			補正後の額	当初予算額	最終予算額	
			国庫支出金	その他特定	一般財源				
(款) 公債費	74,114,517	0	0	0	0	74,114,517	69,829,134	68,820,625	
(項) 公債費	74,114,517	0	0	0	0	74,114,517	69,829,134	68,820,625	
(目) 元金	70,122,332	0	0	0	0	70,122,332	66,293,851	65,900,695	
(目) 利子	3,988,562	0	0	0	0	3,988,562	3,533,568	2,919,105	
(目) 公債諸費	3,623	0	0	0	0	3,623	1,715	825	

令和 7 年度 9 月補正歳出予算説明資料 【一般会計（事項別）】 財政課

(単位：千円)

目	事項						補正後の額
	補正額	事項名	補正前の額	補正額	説明及び事業名		
財産管理費	8,696,543	財政調整積立金	48,128	4,316,146	財政調整積立金の積立に要する経費【追加積立に伴う補正】 1 追加積立	4,316,146	4,364,274
		県債管理基金積立金	250,945	4,380,397	県債管理基金の積立に要する経費【追加積立に伴う補正】 1 追加積立	4,380,397	4,631,342

## 【議案第4号】 宮崎県税条例の一部を改正する条例

税務課

### 1 改正の理由

法人県民税法人税割の税率は、財政上その他の必要がある場合は制限税率である2%の範囲内において標準税率である1%を超える税率で課税することができるこことなっている。

本県は、昭和51年から超過課税を実施し、現在1.8%の超過課税を行っているが、適用期間が令和8年1月31日に終了する事業年度分までとなっている。

今後も、社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策について、特別の財政需要が見込まれるとともに引き続き厳しい財政状況が予想されることから、適用期間延長の改正を行う。

### 2 改正の内容

法人県民税法人税割の超過課税の適用期間を5年間延長する。

区分	税率	適用期間
現 行	1.8%	令和8年1月31日までの間に終了する事業年度分
改正案	1.8%	令和13年1月31日までの間に終了する事業年度分

### 3 施行期日

令和8年2月1日から施行する。

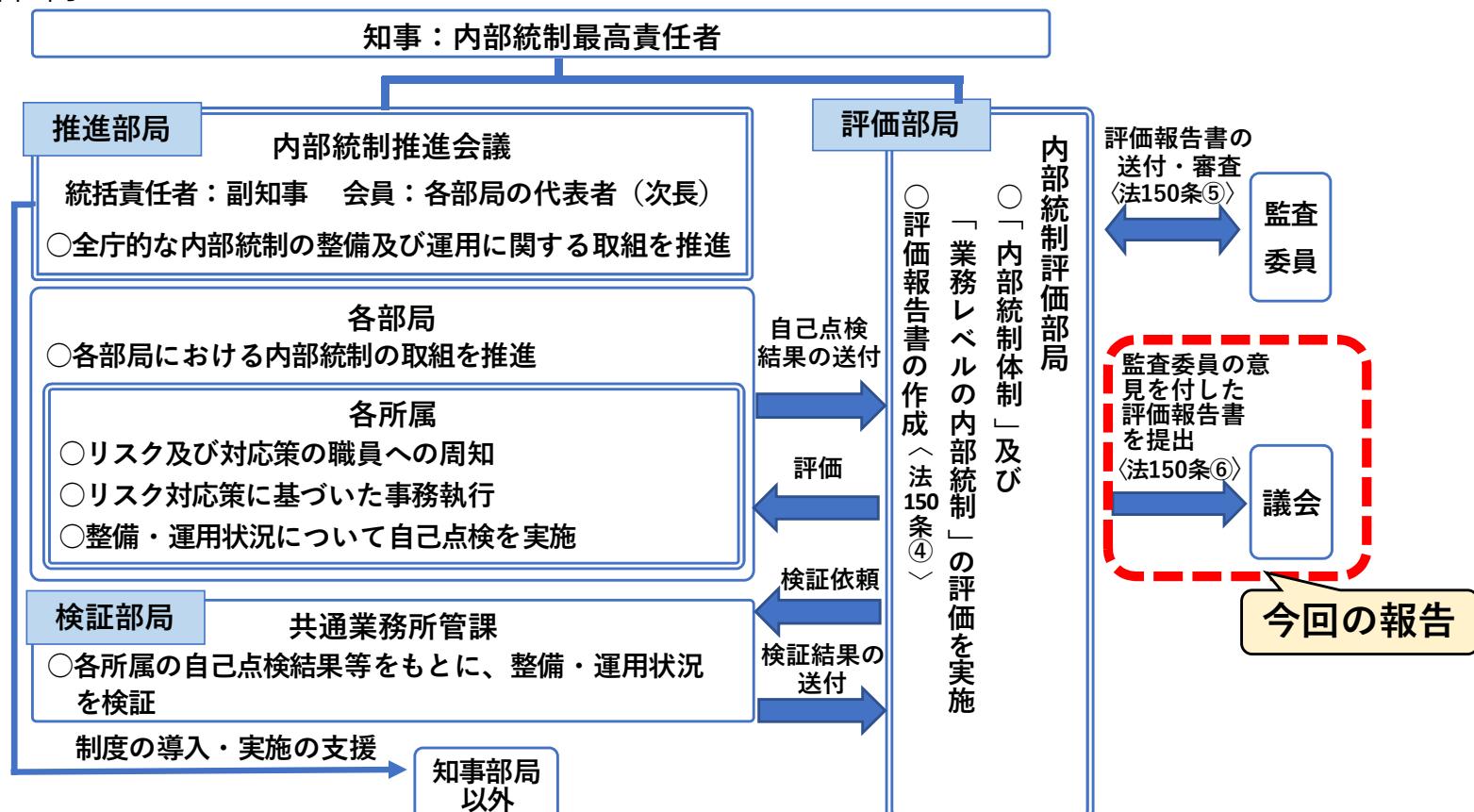
## 令和6年度内部統制評価報告書について

人事課行政改革推進室

### 1 内部統制制度の概要

行政サービスの適正な事務執行を確保するため、地方自治法改正に伴い令和2年度から導入された制度

#### (1) 体制



※1 リスク：適正な事務執行の妨げとなる事務上のミス等

※2 リスク対応策：リスクの発生を防ぐ適正な事務手続等

## (2) 内部統制の評価方法

### ① 内部統制体制の評価

全庁的な内部統制体制について、6項目（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）を対象として評価する。

### ② 業務レベルの内部統制の評価

- 各所属において、以下の対象事務のうち該当するリスクを選択の上、リスク対応策に基づき事務を執行し、運用状況等を自己点検することで不備の発生等を把握する。

対象事務	分類
財務に関する事務（47項目）	収入、支出、契約、物品・財産、その他
文書の管理・情報の管理に関する事務（16項目）	文書取扱、情報取扱、情報セキュリティ

- 各所属の自己点検結果や検証部局の検証内容を踏まえ、評価部局において、重大な不備や特に注意すべき不備に該当するかどうかを判断する。
- 重大な不備が生じた場合は内部統制が有効に整備又は運用されていないと判断する。

※重大な不備：事務の管理・執行が適正に行われていないことにより、県民や県に大きな経済的・社会的不利益を生じさせた（蓋然性が高い）不備

※特に注意すべき不備：重大な不備には該当しないものの、県民等へ大きな影響を与えるおそれがあるもの、多額の金銭・物的損害を生じさせるおそれがあるものなど重大な不備につながりうる不備

### 【重大な不備の基準】

量的重要性（経済的不利益の程度）	質的重要性（社会的不利益の程度）
<ul style="list-style-type: none"><li>金銭的・物的損害の程度（損害の程度が300万円超等）</li><li>量、件数、範囲、期間等（発生や影響が広範囲又は長期間に及ぶもの等）</li><li>損害の回復可能性の有無</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>法令違反の有無</li><li>故意又は重過失の有無</li><li>信用失墜の程度（懲戒、公表・謝罪、議会報告等）</li><li>過去発生した「特に注意すべき不備」の再発</li></ul>

## 2 令和6年度内部統制評価報告書の概要

※評価報告書本体は別紙参照

### (1) 内部統制体制の評価

► それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断

### (2) 業務レベルの内部統制の評価

【整備上の不備】 なし (評価基準日時点で、リスク対応策が適切に設定されていないもの)

【運用上の不備】 189件(88所属) (評価対象期間中に、リスクが実際に発生（顕在化）したもの)

#### ①重大な不備

なし

#### ②特に注意すべき不備

「要配慮個人情報の紛失及び誤送付」が一部の所属で発生

► 特に注意すべき不備が発生した所属があったものの、おおむね有効に運用されていると判断

### (3) 是正措置

- 不備の発生した原因を確認し、再発防止の取組を具体的に講じるとともに、不備の内容を全庁的に共有し、未然防止のための注意喚起を行った。

### 3 監査委員による内部統制評価報告書の審査 ※審査意見書本体は別紙参照

令和6年度内部統制評価報告書の審査結果は「おおむね相当」であるとされた。

一方で、今後、内部統制の実効性を高め、更なる推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれるとの意見が付されている。

#### (1) リスク対応策について

発生した運用上の不備の多くは、進行管理が適切に行われていれば防げたものであることから、各所属において、業務の実態に応じた進行管理のやり方を再検討するなど、より有効なリスク対応策を講じることが望まれる。

#### (2) 自己点検について

各所属においては、自己点検の精度を高め、発生した不備を漏れなく確実に把握するとともに、適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

#### (3) 「特に注意すべき不備」及び同一内容の不備について

個人情報の漏えい等の発生は個人の権利侵害や行政への信用失墜のリスクが高いことから、職員の一層の意識啓発を含め効果的な再発防止策を講じることが強く望まれる。また、前年度に把握された不備と同一内容の不備が発生した所属においては、職員の一層の意識啓発を図るとともに組織的なチェック体制の強化など効果的な再発防止策を講じることが強く望まれる。

### 4 今後の対応

- 全部局で発生頻度の高い事例やその改善策を共有し、リスクの早期発見や見直しを含めた効果的なリスク対応策の設定など再発防止策を徹底する。
- 自治学院による階層別研修を通して職員の制度理解を深め、的確なリスク選択やリスク対応策に基づいた業務執行対応策の設定など、制度の適正な運用を図る。
- 職場における個人情報保護制度の研修や指名式研修により、職員の制度理解を深めるとともに、総務課による監査の実施や注意喚起の通知の発出など、個人情報の適切な取扱いについて周知徹底を図る。

# 令和6年度 内部統制評価報告書

【別紙】

## 令和6年度 宮崎県内部統制評価報告書

宮崎県知事 河野 俊嗣は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

宮崎県知事 河野 俊嗣は、知事部局における内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県では「宮崎県の内部統制に関する方針」（平成31年3月1日策定）に基づき「財務に関する事務」及び「適正な管理及び執行を確保する必要のある事務」に係る内部統制体制を整備及び運用している。

なお、内部統制はリスクの発生を完全にゼロにすることを可能にするものではないため、例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化、非定型的な事務処理等により、内部統制が有効に機能しない可能性がある。

### 2 評価手続

評価項目：内部統制体制及び業務レベルの内部統制

評価対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

評価基準日：令和7年3月31日

#### (1) 内部統制体制の評価

6項目（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）を対象として評価を実施した。

#### (2) 業務レベルの内部統制の評価

以下の63項目を対象として、各所属における自己点検、各種共通業務を所管する課による検証、関連文書の閲覧等の実施により、評価部局において評価を行った。

	全序リスク	個別リスク
財務に関する事務	47項目	40項目
文書の管理・情報の管理に関する事務	16項目	9項目
(合計)	63項目	49項目
	14項目	

全序リスク…全所属または多くの所属において発生する可能性があるもの  
個別リスク…特定の所属固有の業務において発生する可能性があるもの

### 3 評価結果

#### (1) 内部統制体制について

各評価項目において不備はなく、それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断した。

#### (2) 業務レベルの内部統制について

【整備上の不備】なし  
【運用上の不備】189件（88所属）

業務レベルの内部統制については、特に注意すべき不備が発生した所属があったものの、おおむね有効に運用されていると判断した。

#### ○ 特に注意すべき不備

一部の所属で発生した要配慮個人情報の紛失及び誤送付について、重大な不備には至らないものの、本人に影響が生じる可能性や組織の社会的信用・名誉の失墜につながる程度が大きく、住民サービスの提供に大きな影響を与える恐れがあり重大な不備につながりうるものとして「特に注意すべき不備」とした。

#### 4 不備の是正に関する事項

特に注意すべき不備については、関係所属において速やかに原因の確認や再発防止策に取り組むなど、適切な対応が実施されていることを確認した。加えて、引き続き全庁的に注意喚起を促す取組を行う。

このほか、内部統制推進会議や幹事会を通じて、リスクの未然防止や再発防止を呼びかけ、各所属においては内部統制推進員が中心となり、内部統制が適切かつ効果的に機能するよう、制度の周知や推進に取り組むこととする。

令和7年6月16日 宮崎県知事 河野 俊嗣

# 令和 6 年度内部統制評価報告書審査意見書

44100-1061  
令和 7 年 9 月 1 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県監査委員 川野 美奈子  
宮崎県監査委員 木下 博 義  
宮崎県監査委員 野崎 幸 士  
宮崎県監査委員 坂本 康 郎

## 令和 6 年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項に基づき、令和 7 年 6 月 16 日付け 21230-1068 で審査に付された令和 6 年度内部統制評価報告書の審査を行いましたので、別添のとおり意見書を提出します。

## 令和 6 年度内部統制評価報告書審査意見書

### 1 審査の対象

令和 6 年度内部統制評価報告書

### 2 審査の着眼点

監査委員による令和 6 年度内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

### 3 審査の実施内容

令和 6 年度内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、宮崎県監査基準（令和 2 年 3 月 30 日宮崎県監査委員告示第 2 号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用了。

### 4 審査の結果

令和 6 年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当である。

## 5 審査意見

内部統制制度の導入から5年目に入り、監査においても制度導入前と比較して指摘事項等の件数が減少するなど一定の効果がみられるが、今後、内部統制の実効性を高め、更なる推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれる。

### (1) リスク対応策について

発生した運用上の不備の中で、特に件数の多かった支払事務の遅れ、契約未締結による事務の執行、調定の遅れに関する不備の多くは、進行管理が適切に行われていれば防げたものであることから、各所属においては、業務の実態に応じた進行管理のやり方を再検討するなど、より有効なリスク対応策を講じることが望まれる。

### (2) 自己点検について

所属においてリスクとして選択されているにもかかわらず、自己点検で把握されていない不備が、引き続き定期監査により多数確認された。

各所属においては、自己点検の精度を高め、発生した不備を漏れなく確実に把握するとともに、適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

### (3) 特に注意すべき不備及び同一内容の不備について

令和5年度に発生した重大な不備に対して全庁的な再発防止が図られ、新たな重大な不備の発生も無いなど改善への取組が進んでいると認められるが、一方で要配慮個人情報を含む書類の紛失や誤送付といった特に注意すべき不備とされる事案の発生が複数報告された。

個人情報の取扱いについては、漏えい、滅失等の防止など安全管理に万全の注意を払う必要があり、特に大量の個人情報や、要配慮個人情報等の秘匿性の高い個人情報を取り扱う所属においては、より厳格な管理が求められるところである。

個人情報の漏えい等の発生は、個人の権利利益が侵害される危険があり、また、行政に対する県民の信頼を失墜させるリスクも高いことから、職員の一層の意識啓発を含め効果的な再発防止策をとることが強く望まれる。

また、前年度に把握された不備と同一内容の不備が発生した所属が、引き続き多數確認されている。これらの所属においては、職員の一層の意識啓発を図るとともに、組織的なチェック体制をさらに強化するなど効果的な再発防止策をとることが強く望まれる。

# 宮崎県森林環境税条例の施行状況及び今後の方針等について

税務課

## 1 宮崎県森林環境税条例

県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策を推進することを目的に平成18年4月から宮崎県森林環境税条例を施行し、本税を導入した。

その後、5年を1期として適用期間を延長してきたが、令和7年度は第4期目の最終年度となることから、環境森林部において本税の今後のあり方について検討を進めている。

## 2 施行状況及び今後の方針等

森林ボランティア団体や企業等による森林づくり活動が広がり、広葉樹の植栽等により森林の整備・保全が進み、森林環境教育によって次代を担う人づくりが図られている。

県民アンケートでは7割、意見交換会では8割以上が本税の継続に肯定的であり、森林環境税活用検討委員会においても継続に賛同する旨の意見であった。

今後も県民の要請に応え、国の森林環境譲与税との使途区分に応じて森林づくりに取り組んでいく必要があるため、適用期間を延長したい。

また、国の森林環境税と区分を明確化し、本税の認知度向上を図るため、「宮崎県森林環境税」の名称変更を行いたい。

## 3 今後のスケジュール（下線部分は主に税務課対応）

令和7年9～10月 パブリックコメントの実施

第2回宮崎県森林環境税活用検討委員会における意見聴取

11月 県議会への条例改正案の提出

## 宮崎県森林環境税の継続について

環境森林課

### 3 宮崎県森林環境税（第5期）の概要（案）

	第4期	第5期（案）
名称	宮崎県森林環境税	名称変更予定
課税期間	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度
課税方式	県民税均等割超過課税方式（法定普通税）	
税額	個人：年額500円 法人：均等割額（年額）の5%相当額	同 左
用途	<p><b>(1) 県民の理解と参画による森林づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林ボランティア団体への支援</li> <li>森林づくりイベントの開催 等</li> </ul> <p><b>(2) 多面的機能を發揮する豊かな森林づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水源地上流域等における広葉樹造林</li> <li>松くい虫被害対策 等</li> </ul> <p><b>(3) 森林を守り育む次代の人づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境教育の推進 等</li> </ul>	<p><b>(1) 県民の理解と参画による森林づくりの推進</b></p> <p>＜左記に加えての拡充＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>民間団体による森林保全活動のPR強化</u></li> </ul> <p><b>(2) 多面的機能を發揮する豊かな森林づくりの推進</b></p> <p>＜左記に加えての拡充＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>生物多様性の保全に寄与する取組への支援</u></li> </ul> <p><b>(3) 森林を守り育む人づくりの推進</b></p> <p>＜左記に加えての拡充＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>地域における森林保全活動を推進する人材の育成</u></li> </ul>

### 4 今後のスケジュール

令和7年9～10月 パブリックコメントの実施

第2回宮崎県森林環境税活用検討委員会における意見聴取

11月 県議会への条例改正案の提出

令和8年 2月 県議会への予算案の提出

# 津波浸水想定の更新について

危機管理課

## 1 概要

国が今年3月に南海トラフ巨大地震の被害想定を更新したことを踏まえ、本県においても従来の津波浸水想定（令和2年2月公表）を更新したもの

## 2 経過

宮崎県防災会議地震専門部会（15名、部会長：危機管理統括監）において検討

令和6年 7月（第1回）：事業概要

10月（第2回）：計算条件の設定等

令和7年 1月（第3回）：津波浸水想定結果（暫定）

8月（第4回）：津波浸水想定結果（最終）

## 3 更新のポイント

- ・国の算定手法を踏まえ、最新の地形データ等を用いて更新
- ・国が想定する津波モデルに加え、日向灘を中心に広範囲に被害が及ぶ本県独自の津波モデルも考慮

## 4 新たな津波浸水想定について

### (1) 浸水面積

- 串間市を除く9市町で浸水面積が減少
- 30cm以上浸水する地域は、前回に比べ約2.5%増加

市町名	浸水面積（ヘクタール）[浸水深毎]					
	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
延岡市	3,110(-30)	3,100(70)	2,660(-60)	2,100(-70)	890(10)	120(-20)
門川町	670(-20)	670(-10)	600(-30)	510(-30)	170(-30)	※
日向市	2,050(-80)	2,050(-30)	1,890(-80)	1,590(-120)	640(-90)	10(-10)
都農町	340(-10)	340	300(-20)	270(-10)	150(-10)	※
川南町	210(-20)	210(-10)	190(-20)	150(-20)	60(-30)	※
高鍋町	660(-10)	660(40)	480(-20)	330(-20)	40(-20)	-
新富町	590(-20)	590(20)	380(-30)	220(-10)	20(-10)	-
宮崎市	3,940(-70)	3,920(170)	3,000(-70)	1,980(-70)	380(-50)	※
日南市	1,260(-80)	1,260(-10)	1,060(-70)	820(-70)	320(-40)	※
串間市	1,190(20)	1,190(100)	910(50)	560(30)	200(-30)	20(-10)
合計	14,020(-320)	13,990(340)	11,470(-350)	8,530(-390)	2,870(-300)	150(-40)

津波による死者数の予測において避難未完了者の死亡発生

津波による死者数の予測において避難未完了者は全員死亡

※()内数値：現行想定との差分、赤字：増加 青：減少

※-：浸水なし、\*：10ヘクタール未満、10以上～15未満を10、15以上～24未満を20と表示（以下同様の四捨五入）

※河川等部分を除いた陸域部の浸水面積

※四捨五入の関係で合計の面積と合わないことがある

## (2) 津波高及び津波到達時間

- 最大津波高は都農町及び川南町を除き、前回想定と変化なし
- 最短津波到達時間についても、前回想定と変化なし

市町名	津波高		津波到達時間の最短値（分） + 1 m
	最大値 (m)	平均値 (m)	
延岡市	14	11	17
門川町	12	9	16
日向市	15	10	17
都農町	14(-1.0)	12	20
川南町	14(1.0)	11	20
高鍋町	11	10	20
新富町	10	9	21
宮崎市	16	9	18
日南市	14	9	14
串間市	17	9	15

- ※()内数値：現行想定との差分、赤字：増加 青：減少
- 「津波高」は、津波水位（海岸線から沖合約30m 地点における、津波の水位（標高））に地殻変動量を考慮している
- 気象庁が発表する津波の高さは平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの高さであり、津波水位、津波高とは異なる
- 「津波到達時間」は、海岸線から沖合約30m 地点において、地震発生直後から水位の変化が+ 1 mになるまでの時間を表示

## 5 今後の予定

今年度内に地震動予測を行った上で、被害想定（人的被害、建物被害等）を算出するとともに、「新・宮崎県地震減災計画」の改定を行う。